

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年東京都条例第七十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条（現行のとおり） （定義）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>1 浄化槽保守点検業者 次条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>第三条から第十三条まで（現行のとおり）</p> <p>（研修の機会の確保）</p> <p>第十三条の二 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能の向上を図るための研修の機会を、第三条第一項又は第三項の登録の有効期間内において一回以上確保しなければならない。</p> <p>第十四条から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>1（略）</p> <p>1 浄化槽保守点検業者 第三条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。</p> <p>第三条から第十三条まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十四条から第二十一条まで（略）</p>